

# どうでしょうキャラバン2018in 海津 出店募集要項

## 【イベント概要】

君も海津へ来ないか！！「どうでしょうキャラバン2018」でございます。知っているでしょうか？

今年も7月12日から29日までの期間で、12県12会場での開催が決定しました。そして、なによりもこの岐阜県海津市！東海三県では初の開催地となりました。

つきましては、多くの藩士が来場されると思われまますので、「どうでしょうキャラバン2018in 海津」を盛大に盛り上げるため、出店希望者を下記により募集致します。

## 【出店に関する注意点】

- ①海津市火災予防条例に従い、火気を使用する出店者は、消火器（業務用10型）を設置してください。
- ②事故発生時の迅速な対応を行うために、出店情報を海津消防署及び岐阜県西濃保健所に提供します。

## 1. 開催概要

- (1) 日時：平成30年7月14日（土）10：00～16：00
- (2) 会場：国営木曾三川公園センター（海津市海津町油島255-3）
- (3) 主催：北海道テレビ放送株式会社  
共催：海津市、木曾三川公園管理センター

## 2. 出店資格及び出店料

- (1) 藩士であること
- (2) 出店料は無料ですが、営業料として売上の10%を木曾三川公園管理センターに支払います。
- (3) この募集要項に定める各規定を順守することができる方。

## 3. 出店条件

- (1) テントを含む全ての備品については、申込者で各自準備すること。
- (2) 1申込者につき奥行3.0m×間口3.0mのスペースを準備します。
- (3) 主催者が指定した会場内の場所に出店を行うこと。
- (4) 出店者で業務賠償保険等に加入していること。
- (5) 全国から集まる藩士のおもてなしを考えることができること。

## 4. 出店場所及び募集店舗数

飲食及び物品販売店 南ゾーン 約14店舗  
ケータリングカー 6店舗

※雨天時はケータリングカーの場所が変更になる場合があります。

## 5. 申込方法

- (1) 出店を希望される方は、募集要項及び注意事項をよく読み、海津市ホームページ内の「どうでしょうキャラバン2018」出店申し込みより申請書をダウンロードのうえ商工観光課まで提出してください。
- (2) 申込期限

平成30年5月28日（月）午後5：00まで ※申し込み多数の場合は、抽選となります。

## 6. 飲食物等の販売について

飲食物等を販売される方は関係官庁の許可を得ていることが条件です。

許可を得ていない場合は出店できません。

### (1) 飲食物の販売について

飲食物の販売は保健所が発行する「営業許可書（露店・自動車）」が必要になります。飲食物を販売される方は、「営業許可書」の写しをご提出ください。

また、販売品目については保健所が定める許可の範囲内のものに限り、（主催者等がイベント開催届を提出し、許可されなかったものは販売できません。）

### (2) 酒類の販売について

酒類の販売については、店舗に「運転者にはアルコール製品を販売しない」旨の看板の設置、販売者による確認を行い、必ずノンアルコール飲料の販売も行うこと。

## 7. 火気使用・電気使用・駐車場について

### (1) 火気・電気の使用について

火気・電気を使用される方は、申請書に使用する機器（器具）、数量、規格等を入力してください。

なお、電源が必要な場合の自家発電機の手配等は各出店者でご対応ください。

### (2) 火気等の取り扱いについて

出店にあたり、火気器具等（気体燃料、液体燃料、固体燃料及び電気を熱源とする器具等）を使用する場合は、必ず露店等の開設届出書に必要事項及び必要書類を添えて商工観光課に届け出るとともに、消火器（10型）を出店スペース内に設置してください。

開催日までにご準備いただけない出店者については、出店をお断りします。

※ 建物内に設置されている消火器及び家庭用の消火器の持ち込みはおやめください。

### (3) 駐車場について

駐車場を希望される方については、1申込者につき1台分の準備を予定しています。

## 8. 出店者説明会について

出店が決定した方は、出店者説明会を開催しますので必ずご出席ください。説明会の詳細については、出店決定の通知をご確認ください。（出店の可否については6月上旬頃、メール又はFAXにて連絡します）

日 時：平成30年6月14日（木）午後2：00～

会 場：文化センター1階 農事研修室

内 容：出店場所及び出店に関する注意事項等 他

持ち物：①決定通知書

②本人確認書類（自動車運転免許証・健康保険証（身分証明書）等）の写し

③営業許可証（飲食出店の方）の写し

④誓約書

⑤販売品目一覧

⑥露店等の開設届出書

⑦業務賠償保険等の証券の写し

⑧印鑑

※②～⑥については出店決定通知と併せて様式をメールに添付します。

## 注 意 事 項

- (1) 出店者の現場責任者が必ず、当日従事し常駐するようにしてください。
- (2) 当日責任者に、出店者の構成員でないものを指定する等「名義貸し」行為をしないでください。
- (3) 出店内容が申込内容と著しく異なる場合、公序良俗に反する場合、その他主催者が適切でないと感じた場合は、開催中であっても出店を停止する場合があります。
- (4) 商品や備品については各自が責任を持って管理すること。(備品等の盗難、破損など主催者では責任を負えません。)
- (5) 出店者が会場で販売・提供したサービス、商品等に関する、苦情・トラブル等は出店者の責任で解決してください。また、食中毒や調理過程、サービス提供中に来場者に対しけがを負わせるなどの事故が発生した場合、主催者等では一切責任を負いかねます。
- (6) 主催者等は、キャラバン開催中または終了後に出店者が販売・提供したサービス、商品等に関する苦情等の連絡を受けた時は、出店申込書に記載された範囲で、当該出店者の連絡先を、商品・サービスに関する責任者として相手方に提供する事があります。
- (7) 申込書に記載された内容及び営業許可書の写しを西濃保健所に提供しますので、ご承知おきください。
- (8) その他、関係各所に出店者名簿を提供する場合がありますので、ご承知おきください。
- (9) 営業中止等による損害については、主催者等は一切責任を負いかねます。
- (10) 出店内容、活動について主催者、警察、保健所、消防署から指示があった場合これに従うこと。
- (11) 主催者への申  
込と異なる品物・サービスを扱わないこと。
- (12) 岐阜県暴力団排除条例並びに海津市暴力団排除条例に違反しないこと。
- (13) 海津市火災予防条例に違反しないこと。
- (14) 出店に必要な安全対策・衛生対策を行うこと。
- (15) 水を使用される方は、出店者で用意し、会場周辺の水道は使用しないでください。
- (16) 出店区画外での販売、活動(呼び込み等)、チラシ等配布、展示、商品陳列を行わないこと。
- (17) 搬入・搬出に関する規定、時間を守ること。
- (18) キャラバン終了後は、出店区画周辺のゴミ拾い等を行うこと。
- (19) 使い終わり又は余った燃料、食材、調味料、氷等を不法投棄しないこと。
- (20) 自店のゴミは持ち帰ること。
- (21) 出店申込書における虚偽記載等を行わないこと。
- (22) 各自の備品・商品について責任を持って管理すること。
- (23) 出店者は営業前の現状に回復すること。

### 【お問合せ】

〒503-0695 海津市海津町高須515 海津市役所 商工観光課 小粥(おかい)

TEL : 0584-53-1374 FAX : 0584-53-1569

Mail : shokokanko@city.kaizu.lg.jp